

保険医療機関及び保険薬局の皆さんへ

電子レセプトへの「枝番」の記録について

令和2年10月以降に新規発行された被保険者証には、記号・番号とは別に「枝番※」が記載されています。
令和3年9月以降に、「枝番」が記載された被保険者証によって患者が受診した場合、電子レセプトへの記録をお願いします。

※「枝番」は、個人を識別するために被保険者証へ記載される保険者が付した任意の番号

被保険者証に「枝番」が記載されている場合のレセプトの記録

被保険者(本人)



記号:1234
番号:5678
枝番:00

被扶養者(家族)



記号:1234
番号:5678
枝番:11

受 診



資格確認レコード(SNレコード)の「枝番」項目に記録します。

【記録方法】例1:本人の場合 SN,1,01,,,**00**,
例2:家族の場合 SN,1,01,,,**11**,

被保険者証及び高齢受給者証に「枝番」が記載されている場合のレセプトの記録

被扶養者(家族)



記号:1234
番号:5678
枝番:11



記号:1234
番号:5678
枝番:00

注意！！

高齢受給者証については、個人ごとの「枝番」ではなく、
被保険者(本人)の枝番が記載されます。
※ 国保の場合は、個人ごとの「枝番」が記載されます。

この場合、

被保険者証の「枝番」を記録します。

【記録方法】 SN,1,01,,,**11**,

※ 限度額適用認定証についても同様の取扱いとなります。

お使いのレセプトコンピュータが「枝番」の入力に対応するための改修等が完了していない場合には、
「枝番」の記録は不要です。

なお、「枝番」が記録されていない電子レセプトについては、審査支払機関において、受付後にレセプトに記録された患者の情報とオンライン資格確認システムに登録された情報を突合し、確認ができた場合、「枝番」を補記したうえで保険者等へ送付します。

※ 保険者レコード(HOレコード)の「被保険者証(手帳)等の番号」項目に「枝番」を記録する等、誤った記録で請求すると、「被保険者証(手帳)等の番号」の記録誤りとなり返戻となります。